

水道メーター交換のお知らせ

表

現在、お宅様に設置されている水道メーターは、計量法に基づき水道メーターの交換が必要となります。以下のとおり交換業務を行いますので、御協力くださいますようお願いいたします。

交換予定期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
交換業者	新座市指定給水装置工事事業者 ※交換業者が交換予定日を記入
事業者名	〇〇水道
住所	野火止△丁目△番△号 ※交換業者お問い合わせ先
電話番号	048-×××-××××

水道メーター交換に要する費用は、新座市インフラ整備部が負担します。

なお、お留守等により不在の場合でも交換作業を行いますので、御了承ください。

メーター交換後、にごり水や水道管内に入った空気等が使用時に出る場合があります。その場合、バケツ1杯程度の水を出していただきますときれいになりますので、きれいになった事を確認の上、御使用いただきますようお願いいたします。

特にトイレを使用する際は、空気混入による破損を防止するため、洗面所等でバケツ一杯程度の水を出して落ち着いたのを御確認の上、御使用いただきますようお願いいたします。

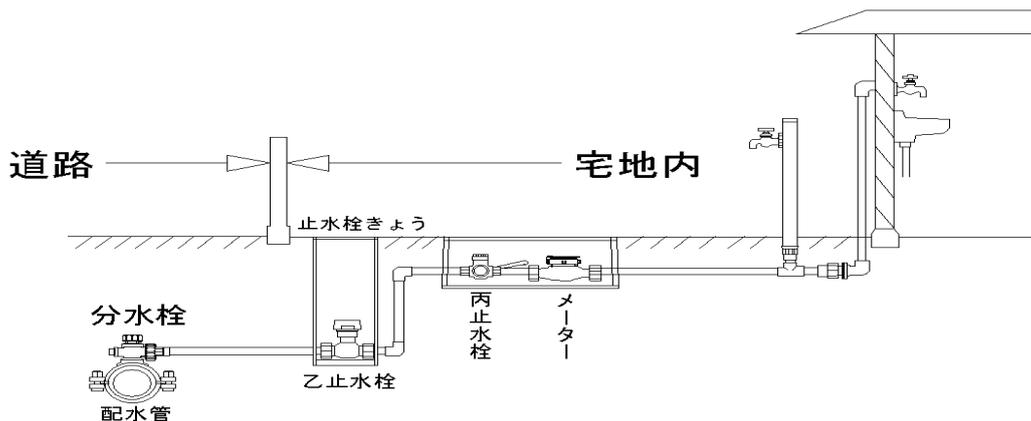
水が出ない等ありましたら、上記の交換業者まで御連絡ください。つながらない場合は、以下のお問い合わせ先まで御連絡ください。

交換業者から、交換予定期間について概ね1週間前までに「お知らせ」を配布します。

お問い合わせ先
 新座市インフラ整備部 水道施設課 給水管理係
 TEL 048-477-5798 (平日昼間)
 048-477-1111 (上記以外の時間帯)

水道施設の管理区域は！

裏



上図の分水栓から家屋内までは皆さまが管理するものとなっています。

給水装置は皆さんの所有となっておりますので、維持管理については各自で行っていただくとともに、漏水や故障の修理は市指定給水装置工事事業者へ依頼してください。

ただし、配水管からメーターの間で漏水を発見した場合は、道路陥没等の二次災害を防ぐため、早急に修理する必要があることから新座市市で対応しますので、新座市水道施設課に御連絡ください。

また、水道メーターは皆さんに貸与している器具です。大切に取り扱いってください。